

議案第 9 号

太宰府古都・みらい基金条例の一部を改正する条例について

太宰府古都・みらい基金条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年 2月27日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

条例の適用期間を令和9年3月31日まで延長することに伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府古都・みらい基金条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕
〔 条 例 第 号 〕

太宰府古都・みらい基金条例（平成21年条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。